

事 務 連 絡

平成 2 3 年 9 月 3 日

福島県保健福祉部食品生活衛生課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

棚倉町において採取された野生きのこの取扱いについて

標記については、本日報告があった緊急時モニタリング検査の結果、棚倉町産のチチタケから暫定規制値を大幅に超過する結果が確認されたところです。

については、棚倉町において採取されたチチタケ等野生菌根性きのこについては、関係事業者等に採取、販売を控えるよう指導するとともに、自家消費も含めた摂取を控えるよう住民等に周知されるようお願いします。

また、棚倉町及び古殿町以外の貴県内において採取されるチチタケ等野生菌根性きのこについて、過去に検査を実施した市町村を含め、最新かつ詳細な放射性セシウムの汚染状況を把握するモニタリング検査を速やかに実施するようお願いします。